

尼崎市市制 110 周年記念ロゴマーク等使用ガイドライン

本ガイドラインは、尼崎市市制 110 周年（以下「110 周年」という。）のロゴマーク及びテーマ（以下これらを「ロゴマーク等」という。）を使用する際のデザイン規定や注意事項などについて、必要な事項を定めるものです。

一緒に市制 110 周年を盛り上げていただくためにロゴマークを使用する場合は、使用に関する申請等は不要です。（記念プロジェクトへの登録や記念商品に関しては、別途申請が必要になります。）

以下の内容をご確認いただき、ご使用ください。

1. 使用料

ロゴマーク等の使用に対する使用料は無償とします。

2. 使用基準

ロゴマーク等の使用者は、以下の事項を遵守しなければならないこととします。なお、使用者が以下の事項を遵守しない場合には、使用者は制作物や商品などを回収することとします。

- (1) 使用目的が市制 110 周年基本理念に沿っているものであること。
- (2) 公序良俗に反しないものであること。
- (3) 特定の宗教または政治団体の利害に関するものでないこと。
- (4) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められないこと。
- (5) 暴力団又は暴力団員もしくは暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 令和 7 年 10 月 8 日から令和 8 年 12 月 31 日までの間に使用されるものであること。
- (7) ロゴマーク等、尼崎市市制 110 周年、尼崎市のイメージを損なう使用をしないこと。
- (8) 色を変更して使用しないこと。ただし、モノクロでの使用は可能とします。
- (9) 縦横比を変更して使用しないこと。ただし、拡大・縮小は可能とします。
- (10) 上下や左右の反転や回転など変形させて使用しないこと。
- (11) ロゴマークを形成する各パーツのバランスや配置の変更、部分的な割愛や新たな要素を付加するなどを行い使用しないこと。
- (12) ロゴマーク中のフォントを変更して使用しないこと。
- (13) 可読性を保つため、横幅 1.5cm を最小サイズとする。

3. 使用期間

令和 7 年（2025 年）10 月 8 日から令和 8 年（2026 年）12 月 31 日までとします。

なお、尼崎市市制 110 周年プロジェクト募集要項及び尼崎市市制 110 周年記念商品募集要項により登録を受けたものについては、その事業の開催日まで又は商品の発売期間までを原則とします。

4. 使用の確認

尼崎市は、確認のため必要に応じて使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する資料の提出又は報告を求めることができ、使用者は速やかにこれに応じることとします。

5. 権利関係

ロゴマーク等の権利はすべて尼崎市に帰属し、使用者は商標法による商標登録、意匠法による意匠登録等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録できません。また、ロゴマーク等によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承することはできません。

6. 使用者の責任

使用者が実施する事業や販売する商品の安全性、品質等については、すべて使用者が責任を負うものであり、尼崎市は一切の責任を負いません。

また、使用の取り消しにより、損害が生じた場合も、尼崎市は一切の責任を負いません。

以 上